

天理市告示第18号

天理市流域関連公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

令和7年2月3日

天理市長 並河 健

1. 変更に係る事業計画の種類及び名称

天理市流域関連公共下水道

2. 変更に係る予定処理区域

天理市

櫛本町・蔵之庄町・森本町・小路町・南六条町・喜殿町・  
上総町・小田中町・岩室町・杣之内町・庵治町・稲葉町・  
備前町・佐保庄町・三昧田町・長柄町・兵庫町・新泉町・  
岸田町・成願寺町・萱生町・乙木町・園原町・柳本町・  
檜垣町・海知町

3. 工事着手の年月日

昭和43年9月20日

4. 変更に係る工事の完成予定年月日

令和14年3月31日

5. 縦覧場所

天理市上下水道局下水道課

6. 縦覧期間

令和7年2月3日～令和7年2月17日

7. 意見書の提出要領

この事業計画案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書1通を天理市長宛として令和7年2月17日までに上下水道局下水道課へ提出して下さい。